

人・ふれあい、まち・息づき、暮らし・かがやく

ふれあいだより

Vol.109

秋の号

2025年(令和7年)



Contents

大阪府からのお知らせ

- だれもお互いに認め合う…………… P.1
共に生きる社会の実現に向けて
～「障がい」についての正しい理解をお願いします～
府営住宅でのグループホームについて…………… P.2
家賃は期限内に適正にご納付ください…………… P.2
生活に困窮し、家賃の支払いにお困りの方へのお知らせ…………… P.2
同居申請をお忘れなく！…………… P.2
いざ、国税調査！…………… P.3
令和8年度以降の住戸内バリアフリー化工事の…………… P.4
希望者を募集しています
「大阪府営住宅不具合通報システム」による…………… P.4
不具合相談受付のご案内
入居者及び自治会長アンケート結果概要について…………… P.4

株式会社東急コミュニティーからのお知らせ

- 家族で防災計画を立てる！…………… P.5・6
認知症との向き合い方…………… P.6
～上手に付き合って過ごしていく～



だれもお互いに認め合う 共に生きる社会の実現に向けて ～「障がい」についての正しい理解をお願いします～

府営住宅には、高齢者や障がいのある人、ひとり親家庭など、さまざまな配慮や支援を必要とする方が入居しています。その中で、障がいのある人の障がいの状況はひとりひとり異なるため、同じ障がい種別であっても「得意なこと」、「苦手なこと」は人によって違います。また、見た目からはわかりにくい障がいのために、周りの方から理解されず苦しんでいる人もいます。

様々な障がいの状況を理解し、必要な配慮をすることが、「誰もが暮らしやすい共生社会づくり」につながります。障がいのある人もない人も、共に安心して暮らせるよう、お互いを認め合い、尊重し合うことが大切です。

**障がいによっては見た目ではわかりませんが、
様々な「生活のしづらさ」があることをご理解願います。**

● 内部障がいについて

内臓機能の障がいです。心臓や、ぼうこう・直腸などの機能に障がいがあります。内部障がいがあることで、体力がなく疲れやすい、活動することがつらいといったこと等があります。

● 知的障がいについて

知的な発達の遅れがある障がいです。人の話を理解することや、読み書き・計算が苦手であったり、自分の気持ちを表現することが苦手な人と関わりに不安を感じるなどがあります。

● 精神障がいについて

精神疾患により、生活のしづらさを抱えている障がいです。精神的に疲れやすかったり、体調に波があり、集中力が低下したり、活動できなくなったりすること等があります。

※大阪府では障がい理解ハンドブック「ほんま、おおきに!!ーひろげようこころの輪ー」を作成し、障がいの種別ごとに困っていることや、してほしい配慮を案内していますので、是非ご参照ください。
<https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/35332/shogairikaihandbook.pdf>



令和6年4月に改正障害者差別解消法が施行され、事業者による合理的配慮の提供が義務化されました。他の公営住宅の自治会では役割分担の決定に関する事等で、プライバシー権や人格権を侵害しており違法と判決された事案が起っています。

障がいの状況はひとりひとり異なりますので、障がいのある人とどういったことはできそうか、どういったことは苦手かなどを建設的に話し合いましょう。障がいのある人の尊厳やプライバシーに配慮しつつ、役割分担が可能かどうか本人の意向を大切にしましょう。合理的配慮とは、わかりやすく言うと、障がいのある人にとっての社会的なバリアを取り除くための、その人に合った工夫や調整を行うことです。

https://www.pref.osaka.lg.jp/documents/5414/naikaku_hu_ri-huretto_1.pdf



お問い合わせ先

- 障がい理解に関すること ▶ 大阪府福祉部障がい福祉室障がい福祉企画課 電話:06-6944-6271
- 府営住宅に関すること ▶ 大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室経営管理課 電話:06-6210-9752
- 障がいを理由とする差別に関する相談窓口の一覧 ▼

https://www.pref.osaka.lg.jp/o090050/keikakusuishin/syougai-plan/sabekai_soudan.html



府営住宅でのグループホームについて

大阪府では、府営住宅においてグループホームの設置を推進するなど、障がい者の地域での自立した生活を支援しています。

グループホームとは…？



障害者総合支援法に基づく事業で、社会福祉法人・医療法人等が大阪府知事等の指定を受けて運営しています。

障がい者の方が地域で自立した生活を送るための「住まいの場」です。

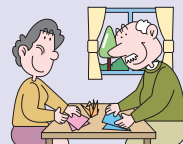
入居者は、運営法人や世話人等の支援を受けながら、日常生活を送っています。



自治会や地域で行われる行事への参加を通じて、地域とふれあいます。



平日の昼間は、それぞれが仕事に就いたり、日中活動の場で過ごしています。
休日や空いた時間は、それぞれが自分の趣味を楽しむなど、自由に過ごしています。



ご理解・ご協力をお願いいたします 障がい者グループホームについてのお問い合わせは

大阪府福祉部障がい福祉室 生活基盤推進課 整備グループ ☎06-6944-6672(直通)

※障がい者グループホームの入居先をお探しの方は、最寄りの市町村の福祉課へお問い合わせください。

家賃は期限内に適正にご納付ください

家賃等は毎月の末日までにお支払いいただくことになっています。ほとんどの入居者が、毎月末までにきちんと家賃等を納付されていますが、一部に滞納される方がいます。

■ 滞納が増えると、契約が解除となります。

滞納3か月になると「催告書」が届き、期限までに滞納全額の支払いがない場合は、住宅を使用するための契約が解除となります。

■ 親族名義の口座から引落とし可能!

口座名義人は「住宅名義人」だけではなく「住宅名義人の三親等内の親族」の口座からも口座振替が可能です。

■ 契約が解除になると、住宅の明渡しが求められます。

契約が解除になると、お住まいの住宅を明け渡していただくことになります。

■ 一括での納付が難しいときは…

催告書が発送される前であれば、滞納家賃等の分納も可能です。

■ 家賃のお支払いは口座振替で!

口座振替は、毎月の家賃を預金口座から自動的に引き落としますので、払い忘れがなく、また金融機関の営業時間を気にする必要がないため、大変便利です。

生活に困窮し、家賃の支払いにお困りの方へのお知らせ

滞納が増えると契約が解除となり、住宅の明渡しが求められます。大阪府では、生活に困窮し、家賃の支払いが困難で滞納されている入居者の方について、本人の同意を得た上で、大阪府から各市町の福祉担当部局に情報提供を行い、入居者の方が個別に対応を市町へ相談できるようにしています。

〈連絡先〉大阪府住宅経営室経営管理課収納促進グループ ☎06-6210-9746

同居申請をお忘れなく!

- 府営住宅の名義人は、入居の際に申請した親族以外の方を同居させようとするときは、あらかじめ承認を得なければなりません。(一度退去した親族の方も再度、同居申請が必要です。)
- あらかじめ承認を得ずに同居させている場合(無断同居)は、事後に承認できなくなることがあります。



令和8年度以降の

住戸内バリアフリー化工事の希望者を募集しています

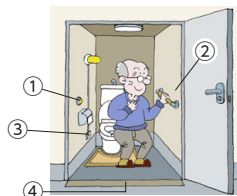
大阪府では、バリアフリー化が図られていない住戸において、住みながら手すりの取り付けや、住戸内の床段差を解消する等『住戸内バリアフリー化工事』を実施しています。

本工事の実施にあたっては、家賃があがる等の条件がありますので希望される方は、所管の管理センターへお問い合わせください。

〈住戸内バリアフリー化工事の主な改修内容〉

便所廻り

- ① 非常用ボタンの取り付け
- ② 手すりの設置
- ③ コンセントの設置
- ④ 扉下部の段差解消



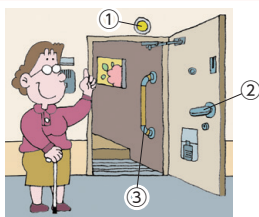
和室・食堂廻り

- ① 非常ボタンの取り付け
- ② 住戸内床段差の解消



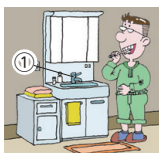
玄関廻り

- ① 非常用ブザー機器の取り付け
- ② ドアノブをレバーハンドルに取り替え
- ③ 手すりの設置



洗面所廻り

- ① レバーハンドルに取り替え



浴室廻り

- ① 手すりの設置
- ② レバーハンドルに取り替え
- ③ 扉の取り替え



台所流し台廻り

- ① レバーハンドルに取り替え



その他

- 照明用スイッチを大型(ワイド)に取り替え

※工事メニューの選択はできません。

詳しくは、住戸内バリアフリー化事業ホームページをご覧ください。

URL : <https://www.pref.osaka.lg.jp/jyukan/free/juko.html>



「大阪府営住宅不具合通報システム」による不具合相談受付のご案内

府営住宅の建物や設備に関する不具合をWebページから相談できる「大阪府営住宅不具合通報システム」を開設いたしました。必要事項を記入して送信していただくと、後日、管理センターから確認のご連絡をいたします。相談希望がございましたらぜひご利用ください。

※緊急の場合は、管理センターへ直接お電話ください。

URL : https://www.pref.osaka.lg.jp/o130230/ju_shisetsu/fuguaituho.html



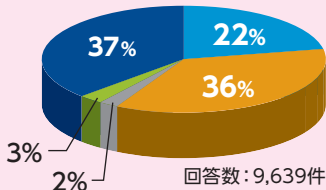
入居者及び自治会長アンケート結果概要について

指定管理者が行う入居者サービスについて、全住戸の約5分の1の入居者及び全自治会長を対象に、昨年10月にアンケートを実施いたしました。ご協力いただきました皆様、ありがとうございました。

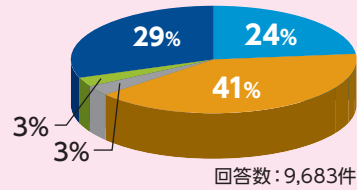
結果を踏まえ、今後の入居者サービスの向上に向け、引き続き指定管理者との連携に努めてまいります。

■入居者アンケート集計結果概要(一部抜粋)

●窓口での対応について



●電話での対応について

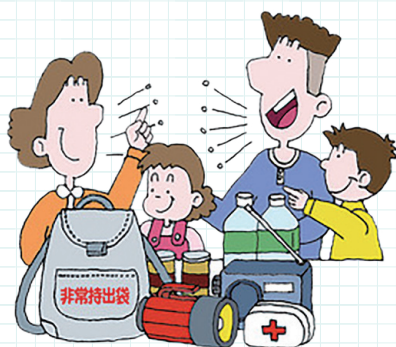


■ 満足
■ 普通
■ 不満
■ わからない
■ 訪問・電話したことがない

入居者アンケートの詳細及び自治会長アンケートについては、以下よりご確認いただけます。
URL : https://www.pref.osaka.lg.jp/o130210/jutaku_kikaku/shiteihyoka/index.html



お問い合わせ先 管理センターまで



家族で 防災計画を立てる!

計画を立てるということは、「明日のことを考える」ということ。

計画においては、「無事を伝える」、「自宅の安全対策」、「安全行動」、「緊急持ち出し袋」の計画を、発生からの時系列に沿って考えていく必要があります。その上で、その計画を実際に活かしてみる家族防災訓練が必要です。

□ 自宅の安全対策

建物が倒れなくても、まずすべきことは「**命と安全の確保**」です。これまでの防災対策といえば、水や食糧などの備蓄に偏りがちでしたが、これは災害に遭遇した後の準備にすぎません。最優先には、災害が発生したその時に、「**命を守る(生き残る)**」対策が重要です。

そのためにやるべきことは、「**自宅で死なない=家具を倒さない**」ことです。

□ 無事を伝える

災害はいつ起こるか分からず、またどの場所で災害に遭遇するか分かりません。ということは、家族が揃っている時に災害が発生するとは限らないということです。そのために、家族の誰かが被災した場合には、**自分自身の安全を情報発信**することが大切です。



家族でどの連絡方法を利用するか決めて、使い方を覚えておく



家族が離ればなれになったときの集合場所(緊急避難場所)を共有



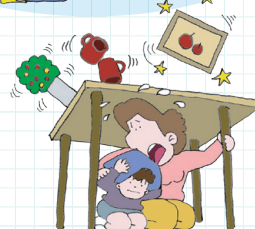
家族共有の防災カードを作り、常に持ち歩く習慣をつける

□ 安全行動

災害に遭遇した際に重要なことは、**冷静さを保つ**ことです。命を守るためには、状況を把握した上での素早い対策と行動が大切です。災害に対する認識の甘さと対応の遅れから、命を失うことにもつながります。

□ 緊急持ち出し袋

災害時は、混乱状態にあるため、必要なものを持ち出して避難することには大変なことです。だからこそ、**安全なところですぐに持ち出せる場所(枕元・玄関・車トランク等)**に緊急持ち出し用品を揃えた袋などを常備しておくことが大切です。また日頃から、お風呂の水を就寝時に捨てずに貯めておいたり、日持ちのする食料品等(水・缶詰・医薬品等)を買うなどしておくことは、予期せぬ事態にとっても有効です。



伝えたい、わたしたちの教訓

一番にのどの渴きを覚え、時間がたつにつれて空腹を覚える。

およそ1週間くらいは満足にいけないと最初から覚悟しておくことが大事です。

お風呂の水を就寝時に捨てずに、貯めておくのは基本的な備蓄である。

携帯用ガスコンロは重宝する。ガスボンベを予備に備蓄することを忘れずに。

水洗トイレが使えないときは、固めるタイプの簡易トイレがあると重宝する。

夏は感染症の心配もある。消毒液やマスクなどは必需品となる。

防寒具や下着の確保、ドライシャンプーなど体を保護する備蓄も大事である。

長期の避難生活に備えての娯楽品(トランプ・将棋・漫画等)があると助かる。

マッチ、ライター、ローソクは火種として是非確保しておきたい。

自動車のトランクは、緊急避難用の備蓄の格好の格納場所になる。

備蓄品はすぐに持ち出せる場所に保管・設置しておくことが大事である。

わが家の防災用品チェックリスト

備蓄の目安

- 飲料水** 1日に2～3ℓの水を必要とし、そのうち、1～1.5ℓが飲み水
トイレ 1人1日5回(内閣府による被災時のトイレ使用回数の試算より)
備蓄量 通常、災害発生時から公的な援助物資が届くのが3日後

■ 用意しておきたい品 ■ あると便利な品

生活用水	期限	数量
■ 飲料水		
■ 給水袋		
■ ポリタンク		
■ バケツ		

灯り	期限	数量
■ 懐中電灯		
■ 予備用乾電池		
■ ローソク		
■ ライター・マッチ		

介護・小児	期限	数量
■ 介護用品		
■ 車椅子		
■ 育児用品		
■ オムツ		

トイレ	期限	数量
■ 簡易トイレ		
■ トイレ用ペーパー		
■ ウエットティッシュ		
■ 新聞紙		

防寒	期限	数量
■ カイロ		
■ レインコート		
■ サバイバルシート		
■ 寝袋		

非常食	期限	数量
■ 保存食		
■ カセットコンロ		
■ カセットガス		
■ 調理用品		
■ ラップ・アルミホイル		

衛生	期限	数量
■ 救急用品		
■ 使い捨てマスク		
■ 生理用品		
■ ドライシャンプー		
■ 下着・タオル		

その他	期限	数量
■ 現金		
■ 免許証・保険証写し		
■ 重要書類写し		
■ 緊急連絡カード		
■ 携帯電話充電器		

認知症との向き合い方 ～上手に付き合って過ごしていく～

認知症の対応の仕方

本人は常に不安を抱えながら生活しています。
安心できるよう生活の中でできるだけ不安を取り除くようにしましょう。

- **まずは様子を見守る。**
- **目線を合わせて優しい口調ではっきりと話す。**

※本人と長く接している家族に対して、症状が強くなることも。
信頼されているからこそ考え、気持ちを穏やかに保ちましょう。

- **何度も同じ事を繰り返し聞かれたら？**

同じことを何度も聞かれるとイライラしてしまうことも。本人に悪気はないので優しい対応を心がけましょう。

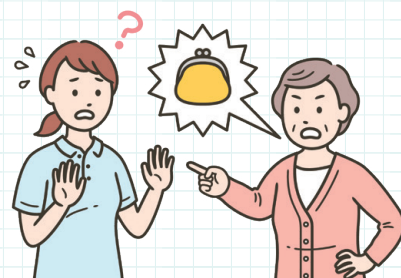
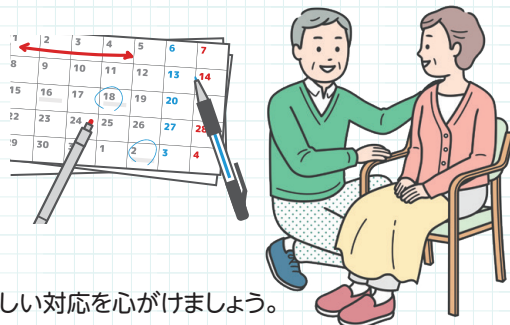
→対応例：予定を何度も確認する時はカレンダーに書いて一緒に確認をしてみる。

- **「ものを盗まれた!」と言われたら？**

認知症のよくある症状で身近に介護する家族がよく疑われやすいです。
否定はせず本人の話をよく聞き共感しましょう。

→対応例：一緒に探しながら本人が見つけれ出せるように誘導する。

認知症の方の行動には本人なりの理由が存在します。
最初から否定せずにどうしてその行動をとるか、
本人の気持ちを汲み取りながら、寄り添ってあげましょう。



大阪府営住宅指定管理者 株式会社東急コミュニティー 管理センター 一覧表

電話番号をよく確認のうえおかけください。

サービス品質向上等の目的のため、
管理センターと外部との電話通話を録音しています。

ふれあい(だより) 令和7年 秋の号 Vol.109 発行：株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 岸和田管理センター
〒596-0054 岸和田市宮本町27-1 泉州ビル3階 Tel.072-447-9109 http://www.osakafuejikutaku.jp/ 編集：(株)中島弘文堂印刷所

株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 高槻管理センター

〒569-0803 高槻市高槻町15-8 ダイエツビル5階
最寄駅：阪急京都線「高槻市」駅、JR京都線「高槻」駅
電話：●住宅募集・駐車場 072(685)1092 ●代表 072(685)1091
●家賃・その他申請 072(685)1093 FAX：072(685)1098



株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 守口管理センター

〒570-0083 守口市京阪本通1-2-3 損保ジャパン守口ビル1階
最寄駅：地下鉄谷町線「太子橋今市」駅、京阪本線「土居」駅
電話：●家賃・各種届出 06(6780)9113 ●代表 06(6780)9109
●住宅募集・駐車場 06(6780)9115 FAX 06(6780)9339
●修繕・住宅返還 06(6780)9128



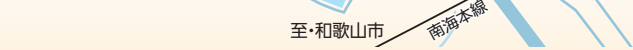
株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 泉北管理センター

〒590-0132 堺市南区原山台1-1-2 イーストナニワビル4階
最寄駅：南海泉北線「桜・美木多」駅
電話：●家賃・各種届出 072(290)6072
●住宅募集・駐車場 072(290)6073
●修繕・住宅返還 072(290)6074
●代表 072(290)6070
FAX：072(290)6078



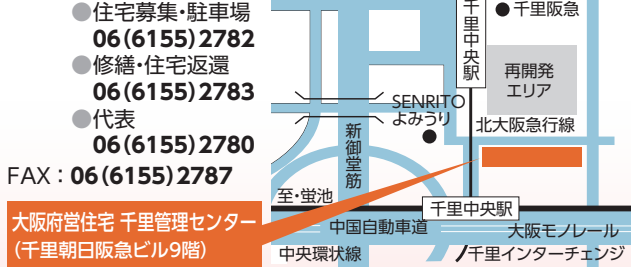
株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 岸和田管理センター

〒596-0054 岸和田市宮本町27-1 泉州ビル3階
最寄駅：南海本線「岸和田」駅
電話：●家賃・各種届出 072(447)9541
●住宅募集・駐車場 072(447)9542
●修繕・住宅返還 072(447)9543
●代表 072(447)9109
FAX：072(447)9545



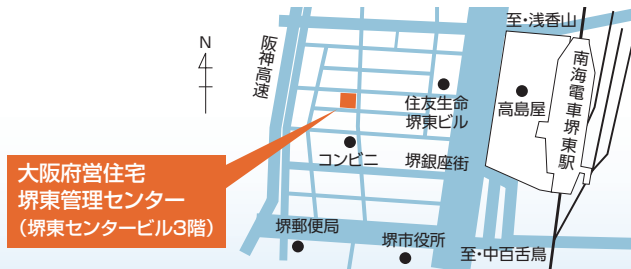
株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 千里管理センター

〒560-0082 豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル9階
最寄駅：大阪モノレール・北大阪急行線「千里中央」駅
電話：●家賃・各種届出 06(6155)2781
●住宅募集・駐車場 06(6155)2782
●修繕・住宅返還 06(6155)2783
●代表 06(6155)2780
FAX：06(6155)2787



株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅 堺東管理センター

〒590-0076 堺市堺区北瓦町1-3-17 堺東センタービル3階
最寄駅：南海高野線「堺東」駅
電話：●住宅募集・駐車場 072(221)1083 ●代表 072(221)0109
●家賃・その他申請 072(221)1084 FAX：072(221)1078



大阪府

株式会社東急コミュニティー
大阪府営住宅 高槻管理センター
●地区 茨木市、高槻市、摂津市、島本町

株式会社東急コミュニティー
大阪府営住宅 千里管理センター
●地区 豊中市、池田市、箕面市、吹田市(東三国2丁目住宅含む)

株式会社東急コミュニティー
大阪府営住宅 守口管理センター
●地区 守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市(※大東市来住宅及びベア大東市来住宅を除く)

株式会社東急コミュニティー
大阪府営住宅 堺東管理センター
●地区 堺市(南区を除く) 泉大津市、和泉市、高石市、忠岡町

株式会社東急コミュニティー
大阪府営住宅 泉北管理センター
●地区 堺市南区(泉北ニュータウン)

株式会社東急コミュニティー
大阪府営住宅 岸和田管理センター
●地区 岸和田市、貝塚市、泉佐野市、泉南市、阪南市、熊取町、田尻町、岬町

緊急連絡センター
TEL・FAX 06(6942)3240
※水が止まらない・水漏れがする・排水管が詰まって流れないなど緊急事故の場合のみご利用ください。停電などで担当の管理センターの電話が通じない場合もご利用いただけます。

なくそう部差別別調査
私たちみんなの力で
大阪府部差別別調査等規制条例